

デサント健公告 第11号  
令和7年2月20日

被保険者各位

デサント健康保険組合  
理事長 土橋



### 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条に規定する令和7年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、令和6年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を、標準報酬月額の上限とすることになっており、下記のとおり決定しましたので公告いたします。

#### 記

1. 平均標準報酬月額 : 317,189円
2. 標準報酬月額 : 320,000円(23等級)
3. 適用年月日 : 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

以上